

岡正治試論

——本島等長崎市長との相違点を中心に

東村 岳史

1. はじめに

本稿は、岡正治（岡まさはるといふ筆名もあるが、本稿では岡正治で統一する）の政治活動のうち、反核や反天皇制思想を中心に検討するものである。岡を取り上げるのは、核の「軍事利用」と「平和利用」の両方を批判し、また朝鮮人を含む外国人被爆者が渡日した歴史的経緯の解明や犠牲者の追悼・権利補償などに奔走し献身した人物でありながら、本島長崎市長と比較すると着目されず、また検討も十分ではないと思われるためである。

岡正治に関する先行研究には、管見では以下のようなものがある。西村明『戦後日本と戦争死者慰霊——シズメとフルイのダイナミズム』（有志舎、二〇〇六年）、木村多恵子「岡正治の思想にみる平和教育の方法と課題——朝鮮人被爆者問題からの考察」（『筑紫語文』一六号、二〇〇七年一月）、阿知良洋平「朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任——岡まさはるの記念長崎平和資料館設立までの運動にみる戦争と地域生活の理解」（『社会教育研

究』三〇号、二〇一二年）、朴修鏡「原爆都市」祈りの「長崎の思想的転換——永井隆から岡正治へ」（『日本語教育』七号、韓国日本語教育学会、二〇一五年）、朴修鏡「平和都市としての長崎構築のための岡正治の実践（一）」——「原爆と朝鮮人（1982~1991）」の長崎忠魂碑訴訟（1982）を中心に」（『日本学報』一〇六号、韓国日本学会、二〇一六年）、朴修鏡「平和都市としての長崎構築のための岡正治の実践（二）」——「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」（1979）と「長崎平和メッセージ」（1979 ~ 1993）を中心に」（『日本学研究』四九号、二〇一六年）。これらの研究では、反原爆への取り組み、朝鮮人被爆者の実態解明や日本人の加害責任の追及、また忠魂碑訴訟を通じた反天皇制の思想などが中心に論じられてきた。これらの論点については、私も先行研究を参照している。ただし、先行研究で十分な検討が欠けているのは、岡の思想の中核である反核のうち、反原爆ではなく、反原発（「平和利用」）であり、この点については本誌一八号掲載の拙稿「戦後佐世保における核の「軍事利用」と「平和利用」」で部分的に言及した。本稿はその問題意識を引き継ぎ、

天皇制に関する論点を加えて発展させるものである。その際に重要になってくるのが、岡が執拗に批判し続けた長崎市長本島等との関係である。これもこれまでの先行研究では掘り下げて検討されていない点である。

先行研究の中で、朴修鏡の最初の論文は、原子力の「平和利用」に道を開いた永井隆との対比で、岡の「平和利用」批判の先見性に言及しているものの、短い指摘にとどまり、かつ原子力船「むつ」や本島等批判についての検討は皆無である。また、西村明『戦後日本と戦争死者慰霊』は、岡の思想的背景や忠魂碑訴訟について検討し、「岡自身が朝鮮人原爆死者に示した行為遂行的（パフォーマティブ）な記憶に基づく共感の姿勢を、国内の戦死者やその遺族に向けてけることはなかった。それは彼の問題認識そのものであったからだと言ってしまうことも可能であるが、それによつて、彼は対話と連帯の可能性を閉ざし、問題そのものを固定化してしまう結果をもたらしてしまったように思われてならない」（一四四頁）と一部批判的見解も述べている。岡の「リゴリズム（厳格主義）」についての西村の見解（一四一頁）にはうなずけるものがある。ただし、私は西村の見解には同意できない点もあり、また西村も核の「平和利用」についてはまったく検討していない。さらに、先行研究では神道と「慰霊」の結託について岡が批判していたことにもつばら焦点が当てられていたが、後述するように、岡は神道のみならず、キリスト教の宗教儀礼に対する公金支出にも反対した。これは先行研究では指摘されていなかったことのひとつである。

反原爆という視点では、岡と本島は立場を同じくしている。岡の本島に対する批判は仲間内での意見の相違と見なせる部分も

あるのかもしれない。しかしながら、私の考えるところでは、岡の視点からは本島の反核姿勢（反原爆と反原発の両方）や政治姿勢には彼と根本的に相容れないものがあり、それが本島に対する継続的かつ一貫した批判となって現れたように思われる。興味深いことに、岡と本島には共通点がありながら、なぜ岡は本島を批判し続けたのか。また、本島は岡の批判に対してどのように反応したのだろうか。以下では、岡が書き残した文章を中心に、本島に関する文献などを加えながら、両者の相違とそこから浮かび上がる岡の思想や政治姿勢を明らかにしたい。

主な資料は、岡が長崎市議会議員を努めていた時期（一九七一年―一九八三年）および退職後亡くなる年（一九九四年）まで発行された以下引用に際しては号数と発行年月のみを記す）で、岡まさきは記念長崎平和資料館でバックナンバーを閲覧させていただいた。ただし、バックナンバーには欠号があり、調査が不十分であることはたしかである。その他岡の市政活動については、長崎市議会会議録も適宜参照した。また、岡と行動をともにした人々への聞き取り調査も参考にしているが、文献に基づく考察を中心とする。お断りしておく、岡の市議会における経済や観光、建築、人事などの諸問題に関する発言が、どこまで本島の市政運営批判として妥当なのかを全体にわたつて検証する手立は今のところ私にはない。とりわけ、長崎在住者ではない私には、「（現場感覚）のなさ」を克服できているか、確証がない¹⁰。本稿では、核や天皇制、忠魂碑訴訟関連の項目について、岡の批判に依拠して私の見解を述べるにとどめる。さらに、岡の残した発言や文書から判断するかぎり（実際の態度は定かでは

ない)、彼にはジェンダーの視点がなければならぬが、おそらく不十分と思われる。これらの点も本稿の限界であり、今後埋めていかなければならない欠落である。

なお、本題に入る前に、岡の経歴について簡単に述べておく。一九一八年大阪生まれ。一九三八年に受洗、戦時中はキリスト信者海軍将校として広島県江田島で教育にあたり、そこで広島原爆を体験、戦争終結を天皇に直訴しようと考えたが上官に私刑を受けるなど妨害されたため果たせず、敗戦を迎えた。この時に天皇をはじめ戦争責任を負わなかった人々への怒りや反発が、その後の岡の反原爆や反天皇制の思想に直結しているものと考えられる。戦後は牧師としての道を歩み、一九五六年に日本ルーテル神学校を卒業、同年に伝道師として長崎に赴任、五八年から牧師となる。以後、人権擁護長崎県民会議代表、「長崎の証言」刊行委員会代表委員などを務め、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の結成にも加わる(一九六五年)など、長崎における人権活動に邁進していく。特に日本人の戦争責任と加害性の追求が特徴的である。一九九四年逝去。彼の一九七五年までの活動については、自著『道ひとすじに』で述べられており、反原発以外の岡の思想的背景は概ね同書によつて理解可能である。岡のキリスト者としての立場について簡単に述べておくと、彼は戦争中キリスト者でありながら戦争に加担したことを自己批判し、それを長崎での活動の根本に据えていた。同書の中で岡はこう述べている。「日本におけるキリスト教はすでに明治二〇年以来、自己の存在圏の獲得と自己保存のために天皇制と妥協し、国家権力が許容する自由の中で一定の社会的機能を果たすことによつて、体制をイデオロギー的に補完してきた。わたしは、

キリスト教軍人としては他の者たちよりもまじめでなければと思いい、アジア侵略戦争を聖戦だと教えられるままに、人一倍まじめに働いた。つまりそれだけ余計に戦争に協力したということだ」⁶⁾。本稿が主として対象にするのは、同書が刊行されて以後の岡の活動である。また、岡が所属していた日本福音ルーテル教会が宣教開始三七周年記念として一九八七年に刊行した『宣教——原爆の街』は、岡の長崎における活動の概要を包括的に説明しており、有益である⁶⁾。

2. 市政活動

長崎市議会議員時代の岡の活動は精力的で多岐に及ぶ。たとえば恒例行事となつていた平和大行進批判(「ペテン的平和大行進を弾劾する」一五号、一九七三年一〇月)、「靖国神社法案」批判(「靖国神社法案」を粉砕せよ」一七号、一九七四年二月)、中国人から略奪した土地の返還要求(「略奪した中国人の財産を返還せよ」一九号、一九七四年六月)、被爆者の音声記録の保存提案(「被爆者の声」テープ・ライブラリー設立資金と奉仕者のお願ひ」二〇号、一九七四年八月)⁴⁾、被爆者の権利要求支援(「被爆地域の認定範囲拡大——被爆者としての権利を!」二五号、一九七五年六月)、原子力「平和利用」批判(「原子力平和利用は手放しで礼賛できない」二七号、一九七五年八月)、被爆者援護法制定支持、長崎市と三菱との関係⁵⁾(「もう待てない——被爆者援護法制定を要求する!」、これでよいのか!? 長崎市と三菱の「ゆ着」一三八号、一九七六年七月)、諫早湾干拓反対(「長崎県南部地域総合開発計画 諫早湾埋め立てに反対する」四七号、一九七七年二

月)、地方自治体の財政問題(自治体財政を危機に追い込み、住民たちをかみ合わせる自民党政府に屈服するな)四八号、一九七七年五月)など、前半期に限定してもたくさんの課題に取り組んでいることがわかる。

以下、岡の市政活動や言動については必要に応じて補充することとし、次に、本島等批判に先立ち、本島の前任者であった諸谷義武長崎市長に対する批判を見ておくことにしよう。一昨年本誌拙稿で論じた原子力船「むつ」の受け入れ騒動をめぐる渦中の発言である。岡は、「むつ」受け入れに反対の姿勢を貫いている青森県むつ市長に連帯すべきであると主張したものの、諸谷は「この問題は、同じく放射能の問題ではあるが、わたしは核兵器の禁止とは別個の問題であると解釈しているの、抗議や激励の意志はない」と答弁したそうである。核の「軍事利用」と「平和利用」を切り離し、後者に対しては関わらないという姿勢である。ところが、その後日本政府が「むつ」の新母港として長崎県対馬の美津島を選定したところ、掌を返したように「被爆都市市長として、また市民感情からも原子力船むつの県内母港化に強く反対する」という趣旨の反対申し入れ書を三木首相に送付した⁶⁾。このような諸谷の言動を、岡は「被爆問題、放射能被害について、全く無定見、無節操な日より見主義的な諸谷市長の実態が、ここに露呈された」とこきおろしている(二四号、一九七五年五月)。また諸谷の任期の最終年には「長崎市を自民党政府の下請け機関化することの末期症状の諸谷市政——無責任・無定見・無方針・無計画行政を弾劾する」で、「むつ」佐世保入港のみならず、「五島における養生石油備蓄地区基地問題」⁷⁾や「原爆被災都市の貧弱な「平和教育」被

爆体験の抹殺をはかる市教委」の姿勢などを文字通り断罪した⁸⁾。その文面は戦闘的であり、拒絶反応を起こす人もいたかもしれない。しかし、歯に衣着せぬまっすぐな批判であることは一目瞭然である。

また、諸谷批判ではないものの、原子力船「むつ」の佐世保受け入れは海上自衛隊艦船の原子力化と帝国主義に基づいた「朝鮮侵略」に道を開くものであると述べ、「むつ」の廃船を唱えた(「日本帝国主義のねらいは朝鮮侵略のための佐世保核基地化にある——原子力船「むつ」を撃て」五〇号、一九七七年七月)。また、同じ号の紙面は、長崎ではないが広島で「反戦被爆者の会結成」⁹⁾を報じており、「全被爆者に訴える」と題した一文も掲載されている。「むつ」に関する認識としては後年の評価では異論もあるかもしれないが、同時代の問題意識としてはまっとうであり、「むつ」に関して核の「軍事利用」と「平和利用」両面で真向から反対を唱えた政治家は、長崎においても多くはなかったといえよう。なお、「佐世保「軍港化」策動粉砕 長崎県をアジア再侵略の基地にするな!!」(五九号、一九七八年四月)では、「在日米軍と自衛隊増強」の傾向に警鐘を鳴らした。

戦後、本島以前の歴代長崎市長四人は全員が被爆体験を持っていた¹⁰⁾。岡は非被爆者でありながら、ひるむことなく諸谷を批判した。このことから、被爆者の体験を重んじながらも、それにとらわれることなく、政治家の姿勢や資質を忌憚なく論じる岡の直情さがうかがえる¹¹⁾。一一九号(一九八二年七月)の「これでよいのか、ナガサキの原爆 みんなで考えよう10問題」でも、「核兵器反対、原発賛成は矛盾しないのか」の項目の中で、核兵器の廃絶には熱心でありながら、「むつ」の佐世保入港には熱心な被爆者で

ある医師について、「果たして核と人類と共存し得ると、この被爆医師はまじめに考えておられるとすれば、核のほんとうの恐ろしさを理解していないのではないか。原発の廃棄物から原発がつくられることも、ご存知なのだろうか」と、被爆者の「平和利用」支持に疑問を呈している。

3. 岡の中心的主張と本島等批判

3-1. 長崎市議時代

岡が自身の通信で本島批判を開始するのは、七三号（一九七九年七月）「思いつき発言と人気取り政策の本島新市長の政治姿勢を追求する」である。「市長に対する一般質問」として「市長の基本的政治姿勢を追及する」に始まり、諸谷前市長の市政を批判し、刷新を問うた。また「自治体における社会福祉の理念を問う」、「石油備蓄問題の根本姿勢を誤るな」、「メトロポリス構想を撤回せよ」などの項目を掲げた。中でも特徴的なのは、「請願第三号「戦後強制抑留者補償に関する請願について」反対意見」で、同請願は強制連行した朝鮮人や台湾人、中国人たちへの補償を放置している日本政府の姿勢を放任しており、戦争責任の分析にも欠け、「きわめて近視眼的である」と岡は批判し、反対した⁽⁴²⁾。これに関連して、このころから岡はライフワークとなる朝鮮人被爆者の追悼と被爆の実態調査に本格的に取り組んでいく。⁽⁴³⁾「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑建立にご協力を！」と題した一文（七四号、一九七九年八月）では、「日本人としての罪のつぐない」のために、純粋な人道上の立場から政治色や宗教色を排除した「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」を八月九日早

朝、爆心地公園に建立することになった」ので、募金に協力してほしい旨呼び掛けている。また同号には、「全国被爆者青年同盟の「被爆者は、侵略と核戦争を告発する」という檄文も掲載されており、原爆や植民地支配（岡の用語では「日本帝国主義」）批判に力を注いでいることがわかる。続いて七五号（一九七九年九月）では、「長崎市の『自民党政府の下請け機関化』に対する——天降り助役人事と教育長人事」でも、天降り人事を「日本帝国主義の人民攻撃」と認識して攻撃、本島市政との対決姿勢を明確にしていく。

また、七六号（一九七九年十月）においては、天皇や閣僚たちの靖国神社「公式参拝」を批判した（「公式参拝」は憲法違反である！靖国神社国営化への第一歩であり、国家神道を復活させ、天皇元首化・人格化に道をひらくことになる）。この一文は、後年本島を相手取って起こす忠魂碑違憲訴訟に関連した発言の一例である。さらに七四号で言及した朝鮮人被爆者追悼碑に続き、七七号では「政府も自治体も真剣に取り組め！長崎朝鮮人被爆者の実態調査と援護を!!」で、岡は市の推定による大雑把な朝鮮人犠牲者数に異を唱え、独自の調査に基づく数値を公表した。岡は以前から（一九七四年九月、一九七八年六月）「長崎・朝鮮人被爆者の実態調査を性急に実施せよ」と市長に対して申し入れており、それにもかかわらずいい加減な対応しか行なつてこなかった市長の姿勢を本島市政に代わつても追及したのである。同号では「本島市政における『差別』を糾弾する「住民監査請求」へのたたかいを！」として、自治会員のみに広報活動などを周知したりする一方で、非自治会員を蚊帳の外に置き「原爆犠牲者慰霊世界平和祈念市民大行進」などの基本情報を知らせない行政を徹底批判し、基本的人権の尊重を唱

えた⁽⁴⁾。さらに同号では「第六回在日朝鮮人の人権を守る会全国活動者会議報告——国際人権規約発行に伴ない在日朝鮮人の基本的人権を保障せよ」を掲載し、在日朝鮮人の人権改善措置を求めた。続いて大村収容所における人権侵害を同様に改善するよう求める申入書⁽⁵⁾を掲載し、国連人権規約に関わる人権侵害事項への強い関心を示した。

加えて、八九号（一九八〇年二月）では「被爆者援護法制定促進決議に賛成演説 被爆者年金創設活動などを」と題した一文を載せ、長崎市議会の意見書として適切であると評価、さらに「在日朝鮮人の人権を守る会」決議文を合わせて掲載、九〇号（一九八〇年二月）では、憲法九条維持の主張も掲げている。九一号（一九八一年二月）は「建国記念日」批判に当てられている。九六号（一九八一年六月）「天皇元首化を狙う策謀をゆるすな」では、「日本帝国主義の人民支配」への警戒を露にした。同号には、「在日朝鮮人・中国人に対する新たな抑圧・分断・同化・追放攻撃を許すな」も掲載され、「日本帝国主義」と入管政策を関連させて非難、克服のための連帯を呼び掛けている。九七号（一九八一年七月）は、「朝鮮人被爆者徹底調査と援護対策を！ 日本人に見る「加害者意識」の欠落を弾劾する」で、市の朝鮮人被爆者援護の無理解や日本人の「加害者意識」欠落批判を展開している。九八号（一九八一年八月）では、「原子爆弾被爆者援護措置に関する陳情書内容のズサンさを衝く！ 被爆二世と朝鮮人問題の欠落を問う」と題した一文を載せ、副題にあるとおり市政の「欠落」を指摘した⁽⁶⁾。なお、これは岡の市政通信では言及されていないが、長崎市議会一九八〇年第四回定例会において、他の議員から出された「被爆体

験の継承と慰霊のための自鳴鐘設置に関する請願」に対して、岡は「慰霊」という言葉に反応し、「慰霊」というような特定の宗教的觀念と宗教行為を掲げて、われわれの反対する靖国神社国営法案が慰霊と招魂を根底に据えていることから考えて、きわめて不適切な表現である」と批判しつつも、自鳴鐘設置については反原爆の決意の趣旨から賛成すると述べた（同会議録・第五号二五五頁）。これは岡の活動の中核となる思想を伝えている。

核に関する岡の問題意識が集約的に述べられているのが、前述の一〇九号（一九八二年七月）「これだよいか、ナガサキの原爆 みんなで考えよう10問題」である。「広島・長崎以外の被爆者無視はなぜか」の項目では、これまで述べてきた朝鮮人被爆者や被爆者援護法の問題に加えて、ここまで言及してこなかったピキニ環礁やマーシャル諸島での水爆実験被爆者に対する本島の「意識の欠如」や北村西望作の平和祈念像批判なども記されている。平和祈念像についても、岡はくりかえし批判的な一文を記しており、おそらく『虹』二七七号（一九七五年八月）に掲載された「これでよいか、原爆被爆三十周年」以前にさかのぼることができるだろう。この一文で岡は、「平和祈念像」は全く無意義である」とし、「グロテスクな無国籍の巨人像」は観光の対象にすぎず、「厳肅な被爆の聖地は、あの巨人像の存在によって全く被爆地長崎の俗化に一役を果たしていることを多くの市民が指摘している」と述べている（二五頁）⁽⁷⁾。

岡の市政活動同様、岡の本島批判も多岐に及ぶ。一九八〇年の元旦七九号で、岡は「長崎市の建築（および工事）指導行政の怠慢を衝く！ 中高層建築指導要綱・環境保全条例の骨抜きを追及する」と題し、「建築公害の防止対策」について本島市政を「怠慢」、

「誠意まつたくなし」とけんもほろろに切り捨てている。他にも続く八〇号（一九八〇年二月）では、市民生活を圧迫すると岡が考える二条例案（長崎市一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例）と「長崎水道局事業給水条例一部を改正する条例」の撤回を本島に要求するなど、舌鋒鋭い本島批判は生前を通じて途切れることがなかった。なかでも痛烈なのは、九九号（一九八一年九月）に掲載された「独占資本『三菱』の利益擁護者、代弁者になり下がった本島市長を弾劾する！——朝鮮人被爆者問題に対する、この民族差別」で、まさに「弾劾する」というにふさわしい本島批判である。

内容は、強制連行された朝鮮人労働者の記録映画撮影のため三菱重工長崎造船所でのロケを申し入れた一行に対して、立ち入りを拒んだ三菱側について、本島が介入を拒絶した件で、記録映画撮影を支持する市民団体が協力を申し入れたものの、本島は「オランダ人オッケン氏（元捕虜：引用者補足）の三菱構内立入りは要請したが、朝鮮人については要請しない」、「三菱の権利を尊重したい」と回答したそうである。これを岡は「民族差別」ととらえ、「独占資本を擁護する」本島の姿勢を「偽平和主義者」と断罪した⁽¹⁸⁾。後の一二六号（一九八三年二月）でも岡は本島を「仮面の平和主義者」と命名し、後述する「非核都市宣言」に消極的な態度や「核実験抗議文の形式化」を本島の実像として批判した。

続く一〇〇号（一九八一年一〇月）では、「言行不一致でガタが来た本島市政——『平和宣言』は空虚な火花だった、独占資本三菱重工に追従」と題し、二年前に建立された長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑に隣接し、見下ろすような位置に「巨大な外国人戦争犠牲者追悼碑が建立される」計画があったそうで、岡はこれを「余り

にも無神経だ。位置を再検討せよ」と批判した⁽¹⁹⁾。加えて、これも市政通信では報告されていないものの、長崎市議会では岡は被爆した城山小学校保存問題についても持論を展開し、「生き証人」として保存することを市に要求した（一九八一年長崎市民議会会議録第五回例会・第二号、九三頁）。また前号で非難した「朝鮮人被爆者の記録映画を作る会」のロケを三菱側が拒否した件にもふれ、「原爆体験の継承は賛成、ただし三菱の原爆体験掘り起しには反対」という姿勢から、本島の「平和宣言」は空虚な火花にすぎない」と論難している。そして一〇一号（一九八一年一月）の報告「原爆被爆者完全援護法制定に執念を燃やせ！」において、厚生省や自民党に対して陳情を行なった時の模様を「余り名の知られていない国会議員の方が原爆被爆者援護について理解を示すが、ベテラン議員、特に自民党原爆小委員会委員長の無神経さに驚いた」と感想を記している⁽²⁰⁾。

一〇二号（一九八二年一月）で、新年早々岡は前月の市議会報告として「強制連行朝鮮人『強制労働・原爆殉難』遺構を保存せよ」を著し、「住吉トンネル」の掘削工事には「かつて朝鮮から強制連行されてきた朝鮮人労働者延べ約三千名が、強制労働されていたことは、同トンネル付近住民および生存朝鮮人の証言によつて明らかである。朝鮮人労働者強制労働、原爆殉難の遺構として永久に保存せよ」と唱えた⁽²¹⁾。一一〇号（一九八二年八月）「認識不足とゴリ押しの本島市政を撃つ」では、「長崎は『非核都市宣言』を行なえ」という一項で、本島は世界の反核運動の低調を嘆く前に自らの認識の甘さを反省すべきであると述べ、非核都市宣言の早期採択を求めた（一九八二年長崎市民議会会議録第二定例会第四号一八二頁）。

長崎市が実際に非核都市平和宣言を行なうのは、一九八九年三月になってからのことである。⁽²²⁾

おそらく岡と本島の袂を分かつ大きな違いの一つは、「長崎を最後の被爆地に」と「日本は唯一の被爆国」をめぐる認識である。本島によれば、この言葉はそれ以前に存在していなかったとまではいえないだろうが、公的に使用し始めたのは本島が最初であったという。⁽²³⁾ 一〇八号（一九八二年六月）では、市議会の「第1号議案「核兵器の廃絶と軍縮の推進に関する決議案」についての意見として、「朝鮮人被爆者との連帯なくして、日本は「反核運動の先頭に立てない」との立場に立つ岡は、「日本は世界で唯一の被爆国だ」という特権意識を撃つ」という文章で、朝鮮人など外国人被爆者の存在を無視する「日本は世界で唯一の被爆国だ」という表現を「がまんできない」と述べ、この一文が決議案の前文に含まれていることをもって「特権的」であると批判した。「このような表現を臆面もなく使用するのには、多数の朝鮮人被爆者の存在を切りすてているからである。彼らは侵略戦争に協力した日本人被爆者とは根本的に異なるのだ」と岡は持論を展開している。これは本島が、一九八二年の第二回国連軍縮特別総会で「長崎市は永遠に地球上における最後の被爆地でなければならない」と訴えたことを非難したものである。岡は実際に長崎市議会で「長崎は、決して最後の被爆地でもなければ、日本が唯一の被爆国でもない」のであり、「長崎市議会の議員の一人として、市長が国連でこのような発言をされたことを、どうしても承認することはできない。この際、私は市長に反省を求める」と述べている（長崎市議会会議録一九八二年第二回定例会第四号一七七頁）。そして本島の答弁の姿勢については、「市長

はですね、どうも肝心なところを意図的にぼかす答弁に最近なれてきているよう」だとも皮肉った（同一八二頁）。対して本島は、「唯一の被爆国」というのはいわゆる「唯一の戦争被爆国」の意で用いているものであり、朝鮮人被爆者の存在を無視しているものではないと応答した。また、朝鮮人被爆者の実数についてはたしかに数字が残っていないことを認めた。それにもかかわらず、本島はその後、「長崎を最後の被爆地に」という表現は気に入っており、そのあともよく使ったよ」と後年の横田の取材に対して答えており、誤解を招く表現であることを認識しながら使い続けた。⁽²⁴⁾

両者の別の大きな違いである核の「平和利用」について、本島は次のように長崎市議会で発言している。一九八一年二月の第六回定例会で、山口博司は「被爆都市長崎であるからこそ、平和利用は長崎からと、だから、私はエネルギー問題として、これからの問題として第2、第3の原子力船がぜひ三菱造船所でできてもらえればと思っております」と前置きした上で、本島の答弁を求めた（同議会会議録第四号二七〇頁）。修理のため佐世保港に停留し、翌年の出発が予定されていた原子力船「むつ」を念頭に、「二匹目の柳の下ドジョウ」を目論んだ発言であることは明らかである。これに対して本島は「私も、原子力の平和利用は、もはや日本国民として避けて通るべきことではない。これと平和を求め、核兵器の廃絶を求めるわれわれの切なる願いというのは、やはり別個で考えるべきものであると、これは思います」と答弁、「軍事利用」と「平和利用」を峻別し、「平和利用」に積極的な態度を示した（同二七一頁）。後年に至っても本島は「平和利用」を容認しており、本島を取材した横田信行の伝える本島談によると、核のゴミ捨て場や高レベル

放射性廃棄物最終処分場について本島は、「人の嫌がる施設を受け入れるのもキリシタンの使命」として故郷の上五島への誘致運動を始め、「補助金をエサに秘密裏に進められる誘致工作を批判する」横田と激論になったという⁽⁵⁶⁾。

そして、これまで他の論者も考察してきたとおり、岡と本島の相違が最も鮮明な形で可視化され、注目されたのが、忠魂碑をめぐる対立であろう。一〇八号（一九八二年六月）の「忠魂碑に市公金を支出する長崎市の暴挙をゆるすな！」で、岡は大阪府箕面市の忠魂碑裁判をめぐる判決（一審原告勝訴）が「忠魂碑が天皇への忠誠、天皇のための戦争を賛美する目的をもって建立されてきたこと」、「戦死者遺族会は宗教団体とはいえずとも、忠魂碑、忠霊碑などは、明確に宗教施設である」としている点を指摘し、この判決を無視した長崎市が同様の宗教的施設に公金を交付したことに對して長崎市政研が住民監査請求を出したと報告した（一九八二年長崎市議会会議録第三回定例会第五号も参照）⁽⁵⁷⁾。本件についてはその後の通信でもくりかえして続報されることになる。一一一号（一九八二年九月）では、「長崎忠魂碑違憲訴訟」の訴状が掲載され、「忠魂とは、天皇、皇国に忠義をつくして死亡した人の霊の意である」とその定義を述べた上で、その定義に当てはまる戦死者を顕彰する目的で建立されたのが忠魂碑であると説明する。また「招魂とは、天に在る死者の霊を招き降して鎮祭することである」とし、靖国神社の前身である「東京招魂社」が戦前日本陸海軍の唯一の宗教施設であるため、一八八九年に靖国神社と改称された歴史的経緯などを説明している。つまり、靖国神社の下で近代日本の国家建設のために犠牲になった死者を「慰霊」する体制が形成され、「靖国神

社は、軍国主義と天皇制と神道とを結びつける役割りを果たすことになった」というのである。その後、建立された忠魂碑の前で行なわれた神式または仏式での招魂祭は、「皇国史観を植えつけ」戦意高揚を図る場となった。さらに、一九三九年になると、各地にある招魂社は「護国神社」と改名され、国が補助金を支出することになった。このようにして、国家神道の統制下で戦死者を悼む行為を「慰霊」という特定の宗教（神道）の用語を用い⁽⁵⁸⁾、戦意高揚と結びつけるようになった歴史的経緯、またその過程でキリスト教など他宗教が弾圧されてきたことを無視して、宗教色が無い施設であるからという理由で長崎市が公金を支出したことに對して岡は義憤したのである。

誤解のないようにいえば、岡は忠魂碑が神道のみに基づく宗教施設だからという理由で反対したのではない。訴状によれば、長崎市内にある一四の忠魂碑の「祭礼はいずれの碑も毎年定期的に、しかも神式、佛式、カトリック式という既存の宗教の儀式にのっとって行なわれている。祭礼を実施する主体は、死亡軍人の遺族や、旧軍人で組織された、いわゆる遺族会、在京軍人会の後身たる郷友会または自治会などである」⁽⁵⁹⁾という。つまり、請求書を読むかぎり、岡の主眼は、忠魂碑が主として神道施設であるという点だけではなく、「慰霊」という神道用語で神道行事をおしつけること、どの宗教によって執り行われようとも忠魂碑に対する公金支出は認められるべきものではないということである。その点では、西村明が「岡が批判の対象としたのは、国家的慰霊システムに基づく階級・身分に基づく差別性をもった「慰霊」であった」とし、「民間によつて行なわれる戦死者慰霊に對して、国家や行政の論理が介入するこ

とへの懸念であったのではないだろうか」と指摘しているとおりである。⁽³⁰⁾しかし、西村が続けて「岡自身が朝鮮人原爆死者に示した行為遂行的（パフォーマンス）な記憶に基づく共感の姿勢を、国内の戦死者やその遺族に向けることはなかった」というのはまちがいである。たしかに、岡は朝鮮人被爆者たちに対する補償や謝罪（の必要性）をくりかえし述べたものの、被爆者援護法制定を支持する意見も重ねて表明してきたように、日本人被爆者をも含めたすべての被爆者を対象にした活動を行ってきたのであり、「共感の姿勢を国内の戦死者やその遺族に向けることはなかった」というのは、岡の主張に対する誤解である。なぜなら岡は「戦争による犠牲者を等しく追悼する」というのであれば、軍人だけを英霊とみるのではなく、従軍看護婦も、戦地病死者も、動員学徒も、空襲によつて死亡した市民も共に同じ碑で追悼するべきものではなからうか」（強調引用者）と訴状で述べているからである。つまり、追悼するのであれば、国内外、国籍や軍人や民間人などの別を問わず、すべての戦争関連犠牲者を等しく扱うべきであるという精神が岡の文面からは読み取れるのである。また、同号には岡の「長崎市忠魂碑違憲訴訟を支える会趣意書」も合わせて掲載されており、請求が棄却されたため訴訟に踏み切った岡の主張が一定程度市民の中に浸透していることをうかがわせる。岡は訴訟を起こすにあたって、村上重良『慰霊と招魂』（岩波書店、一九七四年）などを参照しており、準備を重ねて訴訟に踏み切ったことがうかがえる⁽³¹⁾。

一三三号（一九八二年一月）では、「長崎忠魂碑訴訟を支える会」は引き続き岡を支援する一文「反忠魂碑は、反戦反核の原点である 天皇制軍国主義のシンボル忠魂碑に公金を支出するな」

を掲載した。その中で公判の様相を描写し、岡を非難する人たちが通りかかった岡に対して「非国民」や「恥知らず」といった罵詈雑言を投げつけたことを記している。被告の本島市長の弁護士の答弁書の中には「忠魂」の忠は、忠犬（ハチ公）の忠と同じだ——という、戦没者遺族が立腹するような一文が含まれていたという。人間の忠誠心を犬のそれと同一視する珍妙な主張であることは疑いない。また同会は、天皇を政治利用する政党や軍備増強の主張、教科書の侵略戦争記述が「侵略」や「進出」に置き換えられた問題、主要閣僚の靖国神社参拝問題などにもふれ、「これらは明らかに憲法の規定に違反する違法行為である」と指摘し、市の誠実な対応を求めた。一一六号（一九八三年二月）「天皇制軍国主義国家への復帰をゆるすな 長崎忠魂碑違憲訴訟に勝利しよう」では、靖国神社への天皇公式参拝や忠魂碑の国家護持目的の利用などを推進している中曽根政権に警戒感を示し、裁判の勝利を呼び掛けた。そして、一一八号（一九八三年四月）「宗教施設に市公金を支出するな 宗教行事に「公人」は参加するな」で岡は「市長や教育長は、昨年九月二三日の市立茂木公民館における殉国慰霊祭を習俗と断定しているが、それは歴然たる宗教行事である。従つて、これに市長が公人として参加したのは憲法違反である」と指摘し、中央政界のみならず、地元長崎でも政治家が「慰霊祭」と岡が認識する宗教行事に参加したことを批判した。

これに関連して、長崎では比較的知られているものの、長崎以外の地ではあまり注目されていなかった重大な出来事として、岡に対する右翼の暴行事件がある。一一八号（一九八三年四月）「岡市議に対する右翼の暴行を糾弾する 言語・思想を暴力でおさえこむ

戦前の歴史への逆行をゆるすな」は、三期一二年の長崎市議会議員生活の最後の質問を終えた後、議場に残っていた岡を一八歳の右翼団体所属の男性が殴りつけるという、前代未聞の不祥事について報じている。この人物は、岡の忠魂碑訴訟の意義を理解せず、暴力に訴えて岡を沈黙させようとしたもので、事件後も反省の態度がまったく感じられなかったという。岡と永年行動を共にし、朝鮮人爆者の実態調査や人権意識啓発などに努めた高實康稔が私に語ったところでは、後述する本島の銃撃事件のもとになる本島の天皇戦争責任発言には、岡の影響があるのではないかとのことだ⁽³²⁾。

忠魂碑訴訟と同時期、岡のライフワークである朝鮮人被爆者の実態調査の報告書『原爆と朝鮮人——長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書第一集』が出版され、売れ行きは好調だったという（一一二号、一九八二年一〇月）。また、岡たちの問題意識は、過去の実態説明や補償のみに向けられていたのではなく、同時代の状況に対しても向けられていた。一一四号（一九八二年二月）では、「第九回在日朝鮮人の人権を守る会全国活動者会議」に「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が出席した際の様子が報告され、日本の植民地時代の歴史を勘案して「外国人登録法の抜本的是正を決議」したと述べられている。続く一一五号（一九八三年一月）の「朝鮮人原爆被災者白書作成に全力を挙げよ」は、前年の市議会定例会における「市長に対する市政一般質問」で、岡と本島の間で交わされたやりとりを記している。岡らが組織する「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が編纂した『原爆と朝鮮人』に対する本島の評価を岡が問い、被災白書を作るよう迫ったところ、本島は労作であると認めた。また、岡の「日本人人被爆者も、朝鮮人被爆者も、その

際に受けた物理的な被害は、全く同種であつても、被爆の「質」については、比較し得ない背景と基盤が厳然として存在する⁽³³⁾」という意見に全面的に賛成し、被災白書への意欲を示した。

3-2. 長崎市議退任後

長崎市議会議員を退職した後も、岡は精力的に活動を続け、中でも本島の言動や侵略戦争などを美化する風潮に対する批判は止むことがなかった。岡の活動の骨子は市議退職後も変わらず継続されており、「市民のための小説教」と題する巻頭連載で持論がくりかえし展開され、補強されている。たとえば、一四九号（一九八五年一月）「中曾根の二度目の「靖国神社公式参拝」を断念に追い込む アジア侵略戦争「賛美」、「聖戦」論につながる「靖国公式参拝」——靖国神社、護国神社、忠魂碑の官公營をゆるさない」では、中国人学生が中曾根の靖国神社参拝に憤激する様子を紹介した上で、「天皇制と侵略戦争賛美」の目的で自らを正当化する中曾根を「独裁者」と呼び、「中曾根は早晩『野たれ死にすること』が確実である」と締めくくっている。一五二号（一九八六年二月）「二月十一日は「建国記念の日」ではない——思想・学問・思想の自由侵害の復活「紀元節」を認めない」で岡は「神武建国は国民的伝統ではない」、「建国記念の日は八月一日」であるべきとし、「強権的・非科学的な歴史観をおしつけることは認められない」という持論を展開した。続く一五三号（一九八六年三月）「この新国家主義の暴走を許すな！ 神武天皇神話「旧紀元節」復活の「建国記念の日」 天皇制管理体制指向の「天皇在位60年式典」でも同趣旨の意見が述べられている。また一五四号（一九八六年四月）

では、天皇の戦争責任が言及されている。一五五号（一九八六年五月）では、忠魂碑訴訟の勝利に向け決意を新たにする旨の一文が掲載されている。一五六号（一九八六年六月）での「聖戦」批判など、自分の意に反する案件に対する批判は執拗で、首尾一貫している。

なお、一六三号（一九八七年一月）「見せかけ」の反対運動では靖国神社・護国神社・忠魂碑官公費補助公式参拝を阻止できない」で、中央での靖国神社参拝には反対しても、長崎市の忠魂碑に対する公金補助には反対しない地元各種団体にも岡は厳しい目を向け、「見せかけの、表面だけのヤスクニ反対運動では、右翼反動勢力に絶対に勝つことはできないのだ」と叱咤している。一七六号（一九八八年二月）「アジア各地の多数の「遺族」のことを考えよ——侵略戦争従事者を英霊として賛美してよいのか」も同様である。一八二号（一九八八年八月）では、戦没者の家族が国家に要求できる「慰謝」は金銭的賠償・補償であつて、宗教的「慰謝」ではないと唱えた。

「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の活動のその後として、岡たちは端島（軍艦島）における朝鮮人炭鉱労働者たちの実態調査に乗り出し、一五七号（一九八六年七月）「敗戦後四一年、死体発掘始まる」で関係する野母崎町長らとの交渉経過を記している。町長からは最初誠意ある回答を得られなかったものの、最終的には費用負担を了承したため、同会が町費で遺体を発掘し、遺骨を改葬することにした。また、一五九号（一九八六年九月）では「原爆と朝鮮人」第四集の刊行が報じられ、また同号の「長崎原爆朝鮮人被爆者追悼早朝集会」は八月九日の集会における朝鮮人被爆者とその家族の追悼の様態を記している。ここでは、岡たちが「原爆と朝鮮

人 第一集」で言及した日本人被爆者と朝鮮人被爆者の「被爆の「質」の違いが再び強調されている。

一五八号（一九八六年八月）「チエルノブイリ原発事故が教えるもの 核と人類は、絶対に共存できない——反核運動は、反原発、反原爆である」は、岡の思想の中核である核の「平和利用」と「軍事利用」批判が合わせて展開されている。この中では、ソ連が原発事故を隠蔽したこと、核権力が国民を完全な監視下に置くこと、原発の安全神話を打ち砕くこと、などの要点が述べられている。一五九号（一九八六年九月）の続編では、「原発と原爆とは切り離せない」という小項目で、核の「軍事利用」と「平和利用」の両方に反対し、岡の主張の重要な論点の一つが再度提示されている。

岡の市議在職中に開始されたもので、退職後に継続的に実施されたイベントとして、「反核・平和セミナー」がある。岡は一九八〇年に「長崎原爆問題キリスト教者協議会」を創立し、その主要な行事として同セミナーを企画した⁽³⁴⁾。たとえば、一九八六年に開催された第四回セミナーは、岡自身に加えて、岡と行動を共にし、後に「岡まさきはる記念長崎平和資料館」の創設にも尽力した高實康稔や伊藤ルイ、高橋眞司らが講師となり、岡にとって思想と実践を展開する毎年の企画となった。

岡の本島に対する批判は、岡の市議退職後も一貫しており、一六〇号（一九八六年一〇月）「どこへ行く——船長、航海士、操舵主のいない長崎丸——末期症状の本島市政を追及する」は、各種に及ぶ本島批判のオンパレードといつてもいい。岡は「人心は本島市長から完全に離れ、市議会への信頼も崩れ始めた。市長乱心をここまで放っておいた市議会の責任は実に大きい」と突き放し、岡が

辞職した後の市議会と合わせて批判した。一六一号（一九八六年一月）「市政大混乱の元凶は、本島市長の『収賄疑惑』」も同様である。その後も同様の追及は続けられた。ちなみに同通信には、岡の辞職後も再度の立候補を求める「岡まさはる氏を立候補させるのは、『市民の熱意』にかかっています」という呼び掛け文が掲載され、その後も同種の文章がたびたび紙面を飾ることになる。一六五号（一九八二年三月）「国際文化平和都市に長崎の市長にふさわしい人を——『疑惑』市長の居直りをゆるさないために」では、岡は六点にわたって本島や他の市長候補者を論評し、全員を批判、なかでも本島のことを「平和」を唱えているだけの「片手間市長のそしりを受けても当然」と罵詈雑言を浴びせている。岡は「マスコミは本島氏を『平和市長』というが（市内に兵器工場の存在を認め、反核平和都市宣言も行わない本島氏はエセ平和市長だ）、それに満足するだけで、長崎市の経済浮揚にどれだけの手を打ったのか。平和希求の精神は本島氏よりも市民の方が強い」と論難し、本島が注力すべきは口先だけの平和ではなく経済浮揚や市政の浄化であり、市民の平和運動を冒涇すべきでない」と主張した。その上で、心ある人たちは反本島の旗の下で結集するのが得策であると人々への期待を託した。一六六号（一九八七年四月）「『疑惑』市長批判に最後の決断を！——『長いものに巻かれろ』的あり方を清算する時だ」では、数多くの批判点を再びあげ、「普通兵器は批判しない」と発言した戦争肯定の発言をした戦争肯定の二七平和市長。ダメされるな！」と題した一項で、次のような決定的本島批判を展開し、被爆者たちに訴えた。

平和とは核兵器も通常兵器も、すべて戦争に通ずる兵器は一切廃絶してこそよしとするものだ。ここで原爆被爆者、戦争犠牲者および同諸団体に訴えたい。本島氏の言う平和は表面的なもの、そのかげに戦争肯定が隠されているのだ。そして平和の名のもとに、毎年海外旅行を続けているが、それは選挙対策平和にすぎない。はからずも、この公開質問によって殺人用兵器の清算・使用を否定しない本島市の二七平和が暴露されたが、被爆者手帳友の会にならって被爆者団体は反本島に結集するべきであろう。

また、続く一六七号（一九八七年五月）「市民の、市民による、市民のための『平和宣言』をみんなで作ろう」では、本島の平和宣言の内容は、「日本は唯一の戦争被爆国である」と外国人被爆者の存在を再び無視し、被害者意識を強調するあまり、自らの加害者としての侵略戦争責任を直視しておらず、「市内で兵器製造がなされていても反対するどころか、大歓迎しているのが、長崎市長の正体である」と本島の姿を「暴露」した。岡は本島の「平和」市政を批判するあまり、被爆者手帳友の会などと「敵の敵は味方」の論理によって団結を呼び掛けたり、本島の姿勢を辛辣に批判し過ぎたりしているのではないかという疑問も私には残るが、これは今後の検証課題であろう。なお、一七五号（一九八八年一月）には「拝啓 本島市長さま」と題して一市民からの投書が掲載された。それによると、中国から寄贈された平和公園内の「乙女の像」に赤ペンキがかけられた事件に対して、本島が口先だけの反省という「高等批判」だけにとどまっているのであれば「偽善者」にすぎない

い。また強制連行朝鮮人徴用工収容棟が前年に撤去され、跡地に「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が説明版を設置しようとしたところ、「暗い歴史の跡を残したくない」という地元自治会に折れて本島が当初の賛成を翻意したことについても「偽善者」であると批判している。一七九号（一九八八年五月）「無能な「部長」に無責任「市長」——本島流工七平和主義に怒る市民たち」や一八一号（一九八八年七月）「工七平和主義者本島市長の国連演説のおそまつ 市民の納めた税金を食いつぶす市長、市議ら」でも一六六号で展開されたと同様に、核兵器のみならず通常兵器を含むすべての兵器に反対すべきであるという趣旨の批判を述べている。一八一号では、第三回国連軍縮特別総会で本島が行なった演説は「通常兵器を削減」としながら「全廃」とはいわず、三菱など通常兵器製造者と通常兵器反対派の「どちらにもいい顔をしようとして書き上げた原稿」であると一刀両断している。岡から見れば、本島は「こうもり」のように映ったのかもしれない。

一八二号（一九八八年八月）「かけ声だけの平和主義と文化財破壊——本島市政の破綻」は、NHKテレビレポート「なぜ長崎市は非核都市宣言をしないのか」における出席者の発言を紹介し、三菱に配慮してか、これまで宣言の早期採択に消極的だった本島が国連特別総会演説後に突如として積極的な姿勢に転じたことをとらえて、本島が「突然に「変異」した本島の心は、最も自己存在を示すことができるお膳立て（国連総会出席）が出来たと判断してのこと」であろうと推測、その腹積もりに較べれば、番組中にインタビューに応じた市民の早期制定を求める反応の方がよほど簡明であると断じた。一八三号（一九八八年九月）「「死の商人」の肩を持つ、

本島平和（？）宣言」も同趣旨の批判である。

なお、後述する本島の天皇批判の後の出来事として、一九〇号（一九八九年四月）「平和市民憲章を骨抜きにするな 本島市政のかくれミノ、各種審議会を撃て」は、「非核の政府を求める県民の会」が「市内への核兵器の搬出入禁止」や「市内での兵器製造の廃止と核搭載艦入港拒否」を本島が発案した市民憲章に入れるよう要求したものの、実際には程遠い内容となったと報じた。本島は非核三原則を口にはしたものの、実際には長崎の被爆者団体が米軍艦船の横須賀入港中止を求めたのに対し、応じなかったためである。「二度と悲惨な被爆はゴメンだ」というノーモアナガサキだけが前面に出て、「二度と長崎の街をアジア侵略の基地にしない、アジアに対して二度と加害者にならない」というノーモアナガサキの理念が完全に欠落しているからである」と、平和顕彰に対する関係者の冷静な対応を求めた。

一九四号（一九八九年八月）「女性問題の「総点検」に大丈夫か、本島市長どの 感情むき出しのドタバタ劇、長崎市議会のおそまつ」は、これまでに指摘してきた本島の問題点に加えて、彼の「女性蔑視」を問題視し、女性に対する不適切な言動を痛罵したものである。一九五号（一九八九年九月）「市長の誠意なき朝鮮人被爆者援護」は、「心からおわびする」と口にする本島であるが、強制連行された朝鮮人が収容されていた「木鉢寮」の一部保存を認めず、また前述一七五号（一九八八年一月）で報じられた同寮説明版の建設計画に一時理解を示しながらも最終的には反故にしまったことを批判し、「大衆受けのする、カッコいい発言だけで、実体はゴマカシと裏切りに終始する。それが本島市長の正体なのである」と結

んだ。

一九七号（一九八九年一月）の「核搭載艦入港、難民大歓迎に見る市長の無定見 もう我慢できない市立「市民病院」の運営」では、当初いわゆる「難民」として入管施設に收容された人々の受け入れ歓迎を表明していた本島が（一九六号（一九八九年一〇月）「市長も市議も「政治腐敗防止法」（英国）を学べ 文化行政に無能な「教育長」を交代させよ」）、一新聞投書によって前言を翻し、一転して受け入れ反対に回ったことをとらえて、「軽率・軽口のピエロ」と断定し、「大向こうの拍手喝采をねらうての無責任発言をくり返すスーダラ市長に辞任を勧告する」と引導を渡す。また核搭載艦船の長崎入港に関しては、次のように述べる。かつて核実験に対して電報で抗議していた諸谷を「バカの一つ覚えだ」と本島は批判し、直接抗議を主張した。しかしながら、諸谷は「被爆都市として、核廃絶の立場から核保有国の軍艦が長崎港に入港するのを拒否する」という立場を貫いていた。対して本島は、「核保有国の軍艦でも入港を歓迎したい」と態度を一変、「被爆の実相を見てもう方が賢明」であるとし、諸谷の考えは時代遅れであると言明した。ところが実は本島の方が「無定見、無方針、日和見主義」であり、「軽率な発言」が目には余ると岡は主張する。また被爆者の山口仙二が核搭載艦船の長崎入港に反対し、船長が献花した花輪を踏みつけるという行動をとったのは、本島が入港を拒否せず「筋の通った信念」を持ち合わせていないからであり、その責任は明白であると断罪した。これに加えて、天皇発言問題などに関しても、いわゆる良心的な出版社である岩波書店が本島に騙され、本島の宣伝の片棒を担いでいる様子（注23参照）を「まことになげかわしい限り」とい

う。

横田によると、「本島にとって、生前の岡は理解しがたい存在でもあった」そうで、「岡さんには市議会でクソミソに言われた。その一方、陰で職員には『何かあったら本島市長を助けてやれ』と言っていた。僕の目には二人人格者のように映った」という。もつとも、岡が本島をまったく認めていなかったわけではない。後述するように、本島が天皇の戦争責任に言及した際、岡は本島発言を支持する署名活動の呼び掛け人の一人となっている。また本島には愉快な思い出もあるといい、市水産センターからもらった魚を岡の自宅に持参し、突き返されるかと思ったところ、一緒に食事を勧められ、後で議会では問題視されたものの、岡は知らぬ顔で押し通したという。本島は岡の影響を自覚していなかったというが、その後「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」会長を務めるなど、また前述の高實の談のように、意識的または無意識的に岡の影響を受けていたのかもしれない³⁵⁾。

ここまで述べてきたように、岡の本島批判は徹底しており、本島の日和見主義的な言動を指摘する筆法は鋭利である。それだけに岡を支持する人にとっては気持ちのよいものかもしれないが、反面、本島の功績を讃える言葉は、少なくとも通信ではほとんどまったくといってよいほどなく、その意味で、本島が岡を「二重人格者」ととらえたとしても不思議ではない。

4. 岡の天皇制・本島批判と本島の天皇の戦争責任発言への波紋

一七二号（一九八七年一〇月）「戦犯天皇は沖縄に行くべきではない——日本軍隊の沖縄住民多数殺害の責任者、沖縄切りすての

指示者」で岡は、戦中戦後を通じて沖繩に苦難を強い責任に類かむりをしたままの昭和天皇は、自分の戦争責任について問われ「言葉のアヤ」でお茶を濁すのではなく、真摯に向き合うべきであるという趣旨のことを述べた。一七四号（一九八七年二月）「Xデーを打ち返すたたいに全力で取り組もう 天皇の死の当日や「大喪」の弔電 新天皇の即位式・大嘗祭の祝賀儀式を強制するな」は中止された天皇の沖繩訪問や三島由紀夫の自死、また自らへの右翼の暴行事件を受けて、Xデーには屈してはならないと訴えた。一七五号（一九八八年一月）「新天皇即位、改元葬儀、マスコミ管理」「天皇制支配の代替り」に備えよ」では、天皇の死の前に美談報道に明け暮れるマスコミが歴史忘却の片棒を担ぐ態度に苦言を呈し、天皇の戦争責任を免罪してはいけないと主張した。

周知のとおり、本島が長崎市議会で、共産党市議の質問に答えて、天皇には戦争責任があつた旨発言したところ、様々な反響が寄せられたのは一九八八年十二月のことである。一八七号（一九八九年一月）宮木田光真「この際、冷静な「状況分析」が必要 本島市長「天皇発言」の真意究明」は、本島はかねてから天皇批判を親しい人々には語っていたそうで、「その撤回は政治家としての死に通じる」という決心もすぐれている」と評価している。その一方で、宮木田は、本島発言は次期市長選や県知事選などを視野に入れた「大しほい」とらえ、「今回の本島市長の「天皇戦争責任」発言という重大決意と保守系市議団、日本を守る県民会議の「市長発言の取消、陳謝要求」というきびしい姿勢とが、堂堂と対決してこそ、戦争責任の所在を確定できると思われる。ところが双方とも及び腰でゼスチャー」⁽³⁶⁾と、そこへ全国からの右翼団体の街宣カー

が大挙してはいりこんでくる。市民は冷静になるべきだ」とし、「本島氏にだまされるな」と呼び掛けた。つまり、かねてから三菱の通常兵器製造を容認してきた本島の姿勢は彼らが考える真の意味での平和主義ではなく、見せかけであり、本島発言が独り歩きしてしまふ恐れに警鐘を鳴らしたといつてよい。一八八号（一九八九年二月）明石碌郎「衆院選への布石」「本島発言」 学者連は忠魂碑訴訟を支援せよ」も、本島の発言は計算づくの上で発せられたものと考えられる。その上で、「学者連（言論の自由を求める長崎市民の会）：引用者補足」の本島支持の声明を聞きましたが、学者とは本主に単純だどつくづく思いました」という感想を記している。なぜなら、忠魂碑に公金を支出している本島を批判している岡の訴訟を、これらの「学者」たちは支援していないからである。「学者」たちは「本島への「ゴマスリをやめてもらいたいものですね」という一文で明石は本島批判を締めくくっている⁽³⁶⁾。しかしながら、この点については、私は明石には同意しない。明石は本島批判を過剰に展開しており、そのため小異を捨てて大同につくという「言論の自由を求める長崎市民の会」の趣旨を理解していないか、もしくは過小評価しているものと思われる。

昭和天皇が死去した一九八九年一月の翌月、一八八号「天皇ヒロヒトの死」を契機に私たちは訴える、私たちは決意する」は、天皇の戦争責任追及や元号の廃止などを訴えた。一八九号（一九八九年三月）「私たちは天皇国家葬に反対する 国家神道の公然たる復活を許さない」は、文字通り「神道による天皇国家葬に強く反対する」もので、戦争責任を自認することなく死去した昭和天皇を「平和主義者」とするキャンペーンは認めがたいと拒絶、「民衆

弾圧で強行されるヒロヒトの国家葬に断固として反対する」と強い決意を述べている。同号「ゴマカシ水道料金の値上げと、エセ平和主義者本島市長の実態」は、三菱の「兵器と軍艦製造をこのまま放置すれば、いつかは被爆都市長崎に再び原水爆が落とされることにもなる——という批判に耳を傾けよ」と述べ、岡の主張に耳を貸さず、自らを「重要人物」とする本島から人心は離れつつあると指摘した。また同号は同時に、岡の持論である核の「平和利用」反対に基づき、「脱原発法」制定を呼び掛けた⁶⁷⁾。

また、これも天皇批判事件後のことであるが、一九八九年五月一九一号「市公金支出は憲法違反である 忠魂碑（宗教施設）の指管理 宗教施設である慰霊祭」は、本島の主張を以下のように批判している。岡は、本島は自らがクリスチャン（カトリック）でありながら、キリスト教の結婚式は「もつとも典型的なサクラメント（秘蹟）」ではあるものの、当人たちは習俗であると認識しており、したがって宗教と習俗は分離不能であると主張するものの、それはまったくの誤りであり、教義の曲解もしくは理解不足であるという。少なくとも岡の所属するプロテスタント教会では、結婚式はサクラメントではなく、宗教儀式である。つまり、本島は、キリスト教においても宗教儀式と習俗は分かちがたく、民衆に根付いている行事に公金を支出するのは妥当であると、キリスト教の事例を転用して神道行事への公金支出を正当化しているのに対し、岡はその元々の理解が誤っており、本島の実事誤認もはなはだしいというのである。

一九二号（一九八九年六月）「本島市長身辺警護の県費支出は黙示できるか 時期は縮まった、無責任市長早期退陣」では、年間

五千万円もの警備支出に疑問を呈し、以下のように主張する。

本誌は「天皇戦争責任発言」の裏に本島氏のずるい思惑がからんでいるがゆえに、本島氏を徹底的に執拗に糾弾するのである。次期市長選をにらむ事前運動、そして戦争責任発言のかげでは、「三菱重工の兵器製造容認発言」：「こんないい加減な市長の『天皇責任論』など、だれが信じるものか。無論、これに対して暴力的行為をふるう世情を憂い、「言論の自由を守る」運動は正しいが、その運動がいつの間にか『本島英雄論』本島賛美』に変貌していくことは嚴重につつしまなければならぬ。本島氏には真実の信念がない、力に対して強い姿勢を示すことができない、ことばと行動とがまったく一致していない。だから右翼の脅迫に屈して「身辺警備の厚い壁の中で、『家の中のジョギング』というみつともない新聞記事（5月1日付朝日新聞）」になつていて、悲しみのヒーローを強調する。死を覚悟した天皇発言だったはずなのに、市長室に防弾ガラスを取りつけ（被害が市民・職員におよぶのを防ぐためという名目だが）、市長の身の安全を守るために三百万円の工事を施行している。

この一文は同時に、『長崎市長への七三〇〇通の手紙——天皇の戦争責任をめぐって』についての批判も展開している。径書房の原田奈翁雄は、本島への賛否両論（賛成が九割方）を集めた『長崎市長への七三〇〇通の手紙』を同年九月に発刊、大きな反響を巻き起こしたが、それに先立つ批判である。実は、本島は事態鎮静化のため出版延期を申し出たものの、径書房は出版に踏み切った。この

経緯を著者は「言論の自由ということばを大上段にふりかざしていた本島氏は、今回の『出版中止』で、言論の自由を口にすることが恐ろしくなったのであろう。今後はこのことばの安易な使用をやめるべきであろう」と忠告する。対して、本島の反対を押し切って出版を決意した出版社の態度を賞賛している。身の危険を感じた本島が、出版を中止もしくは延期するのは私には理解できるところで、この批判は行き過ぎのようにも思われるが、岡やその信奉者たちには本島の決意の揺れが許容しがたかったのであろう。

一九九〇年一月、本島は右翼から銃撃を受け、一命をとりとめたものの重傷を負い、その後しばらく公務の停止を余儀なくされた⁽³⁸⁾。

その直後の二月号の市政通信にはこの事件を報じる記事はない。二〇一号（一九九〇年三月）「本島市長を『英雄視』するな・本島市長だけに天皇戦争責任発言をさせて、「自分の言葉で語らない」進歩的文化人を弾劾する」は、岡自身が面談した一部幹部職員が右翼テロには反対しながら、市長の救命や同情の言葉を述べる者がほぼ皆無だったことを「事件同様にガク然」としたという。ある報道関係者は、この事態を指して、マスメディアは本島を神聖視しており、他のスキャンダルについては記事にしても黙殺されてきたという。しかし「本島市長を英雄化し、神格化したのは、ほかならぬマスコミの力ではないのか」とこの著者（岡自身か）は疑問を呈する。ある市議は本島が自身のことを「世界の本島」になったと「自画自賛」した様子を反吐が出ると強い口調で述べたそうである。この著者は、かねてから「本島市長には首尾一貫した哲学も思想も信念もない」と批判し、天皇の戦争責任発言を行なった直後にも、「天皇」は国家の象徴だから尊敬しており、戦争責任を追及し続ける

つもりはない」と発言した」ことを非難する。さらに、天皇が死去した際に行なわれた大喪の礼を政教分離されていないと本島が述べ、長崎市の忠魂碑には公金を支出しているのとは矛盾した批判を行なったことをも、一貫性に欠けると断じた。そしてメッキがはがれた本島のことを、「言論に対しては堂々と言論で反対すべきだ」と述べた本島自身の言葉につないで、本島も「右翼の質問状に対しては誠実に回答し、言論戦も展開し、いささかも休まずに天皇発言を続けるべきである」と本島に筋を通すよう要求した。

また、本島のみならず天皇の戦争責任発言を行なわせ、その陰に隠れて自分の言葉で天皇を批判しない自称「進歩的知識人」たちの無責任さを嘆く。赤尾敏は「長崎市長だけが天皇の戦争責任について発言し、彼以外の者は自分の言葉で天皇の戦争責任を追及し続けてこなかったではないか」と正確に批判し、また本多勝一も「天皇の責任に口をぬぐっていたことが事件の真の原因なのだ。卑劣にも本島市長の言葉を盾にして隠れ、天皇の病状や葬式の報道にはかり熱中していたことが彼を撃たせる結果を招いたのだ」⁽³⁹⁾と述べていたことを指摘する。本島は、天皇発言以外には右翼には厳しく接していなかったそう、岡は週刊誌に「本島市長の発言は正しい。非難を受けて一歩も引かなかった点も立派だ。だが、彼を英雄にしちやいかんかったのです」「酷な言い方かもしれないが、右翼にゴマをすっていたのが、右翼にやられた、というのも事実なのです」という見解を載せた⁽⁴⁰⁾。それに対して本多は、「岡氏のこの批判は誤っている」という。本多は本島と二回書簡を交わしたといい、「本島氏はそのなかで、自分の考えがこれまで甘くていいかげんだったことを反省され、今後もっと勉強していきたい旨を、たいへん謙虚に告白して

おられる。／＼つまり本島市長は、あの発言まで戦後ずつと変わらず、自分に正直だっただけである」と本多は評価する⁽⁴¹⁾。しかし、この一文の著者は本多を事実誤認とし、本島とは異なり、岡が終始一貫して天皇の戦争責任を迫及し続けてきた事実を主張する。前述のように、岡は市議退任直前の一九八三年八月、市議会議場で右翼から暴行を受けたにもかかわらず、その言動を止めることはなかったからである。そのため、著者は「長崎の自称「進歩的知識人」は岡から「天皇問題」について学ぶべきであると結んでいる。それを受けて、同年八月に予定されていた第八回「反核・平和セミナー」は、「天皇に戦争責任がある」と本島のみが発言させ「自己の責任」を回避してきた人々を批判し、彼を英雄視してきたこととアジア侵略の反省を込めて企画された。

二〇三号（一九九〇年五月）「即位礼——大嘗祭」を撃て！

天皇の戦争責任を問う 天皇制の強化は戦争への道——長崎忠魂碑訴訟と朝鮮人被爆者問題」は、天皇制批判と本島批判を合わせて追及する岡を支援する目的で開催を呼び掛けた。同号の「無計画、無定見の本島市長が招く混乱 旧香港上海銀行の重文指定・美術と美術館に対する無智・神道行事（慰霊祭）の公的認知の誤り」は、長崎忠魂碑公金支出違憲訴訟の長崎地裁判決を報じ、市内一四の碑のうち一つのみを憲法違反として公金支出の返還を命じた。この訴訟については、すでに先行研究が詳細を検討している⁽⁴²⁾のでここでは省略し、この一文が「戦歿者遺族に対する金銭的補償は十分になされるべきであるが、戦歿者を覚える式典が無宗教である場合に限って、国も自治体も公金を支出して差支えないのだ」と結んでいることを指摘しておく。岡の判決批判は二二五号（一九九二

年三月）で述べられている。二二七号（一九九二年五月）で岡は「福岡高裁は公正な裁判を！」と題する一文を著し、支援者への理解を求めた。しかし、岡は一九九二年十二月福岡高裁で敗訴、その判決批判は二二六号「国家神道は消滅したから、「英霊信仰」も消滅した 忠魂碑は単なる「記念碑」、「慰霊祭」は単なる「ドラマ」に書かれている。二二九号（一九九三年五月）「台湾の原住民虐殺者を尊崇する「慰霊祭」——佐古梅ヶ崎招魂社の「軍人軍属葬之碑」は、これも文字通り台湾の先住民を虐殺した人物を「慰霊」する行為を正当化した判決を「暴論」とした。ほぼ同時期、岡の訴訟に先行していた箕面忠魂碑訴訟に対して最高裁は、それまでの違憲判決をくつがえし、「合憲」とした（二三八号（一九九三年四月）「箕面忠魂碑（公金支出）違憲訴訟」の最高裁判決に対する抗議声明）。

二〇四号（一九九〇年六月）「本島市長の朝鮮人被爆者に対する謝罪は表面的。朝鮮人被爆者「被災白書」を作成せよ 朝鮮人被爆者資料コーナーを設置せよ」は、被爆四五年に当たり長崎国際文化会館に朝鮮人被爆者コーナーを設置せよと主張する。その理由は、朝鮮人被爆者の実態調査を放棄し、「日本人被爆者の資料のみを展示して事足りりとする市の態度は、悲惨な原爆被害にも国境を設けるナシヨナリズムと断定せざるを得ない」からである。同時に、岡が市議だった一九八二年に発した質問にふれ、岡が市議に当選した七二年以来一貫してこの問題に取り組むように要求し、それに応じて市は職員に命じて調査を実施したものの、その数字は岡らの「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が明らかにした数字とは程遠く、実態とかけ離れたものであった⁽⁴³⁾ことを踏まえ、朝鮮人

被爆者被災白書を作成することも求めた。これは同会の調査報告書を本島が絶賛しながらも、その後の本島の態度が不誠実で、放置されていたためである。

二〇五号（一九九〇年七月）「本島氏を市長の座から引きずりおろそう」「ミスターちゃらんぼらん」の戦争責任論の虚構 市長四選を目ざして権謀術数を尽くす「疑惑市長」は、銃撃に倒れた後回復し、いったん警備がなくなった状態で、そのままでは「第二の本島襲撃事件」が起きるおそれがあるため、本島が四選を目ざして出馬するという噂が流れているとし、本人も年内に出馬表明するものと推測している。「無論、断じて立候補するべきではない」という市民の声も強い」ものの、かといって他の候補では本島庄勝のシナリオはくつがえせないという。ただ、「四選は悪である」と公言していた本島が、「任期中にやり残した仕事があるから」出馬したいと述べたのを批判し、本島には節度があるのかと著者は問い、市民は彼のことを「ミスターちゃらんぼらん」と呼んだという。また、国学院大学の大原康男（岡は「支離滅裂の迷著『忠魂碑の研究』の著者」と紹介している⁽⁴³⁾）が、本島銃撃事件に関し、「本島発言が出るや、これを支持し、言論の自由を守ることを訴える市民有志が声明を発表して署名活動を開始したが、この呼びかけ人の一人となつたのがほかならぬ（忠魂碑訴訟の…引用者補足）原告の岡氏なのである。つまり、訴訟では対立関係にありながら、戦争責任発言については支持者に回るといふねじれ現象が生じたのである」⁽⁴⁴⁾と揶揄している事実を紹介した上で、大原もまた「本島市長の天皇責任発言は不当であるが、忠魂碑に市公金を支出することには賛成する」と述べているという。したがって、大原の見解には賛成できないもの

の、本島の間像解明には一読する価値があるとし、その内容を紹介した上で、すでにここまで述べてきたような本島批判のコメントを加える。中でも、一九七二年に被爆教師の会などが編集した『三たび許すまじ ナガサキの原爆読本・中学用』について、当時長崎県議だった本島が、不適切な内容であり販売を中止する旨、教育長に要求したことにふれ、「十六年前に本島市長から罵倒された被爆教師たちが、今なぜ本島氏を賛美するのか」と、かつて本島に目の敵にされた人々が今になって本島を支持する事態にも疑問を呈している。つまり、本島を時に応じて批判したり持ち上げたりする研究者や、本島と立場が異なっていた人たちが今になって本島に賛同するのは、どちらも事態を正確にとらえておらず、本島の真の姿を見極めたうえで出馬に反対するべきだといっているのである。二〇六号（一九九〇年八月）、二〇七号（一九九〇年九月）にも同趣旨の批判が掲載された。

二〇八号（一九九〇年一〇月）では、本島の「自分史」が某出版社によつて企画されているが、まやかしの内容であろうと推測し、出版をあきらめるよう勧告した。また、同号には一市民からの投書として、重要な内容を含む投書も掲載されている。本島の銃撃直後の会見は「キリスト教徒だから、できるだけ刑が軽くなれば」ということを望みたい」と述べていた本島が、同事件の公判では、「公職の立場からは厳罰を望む」と答え、弁護側から「個人としての感情は違うのか」と問いただされ、これを聞いていたクリスチャンの傍聴人は、正反対のことを公言していると愕然としたという。少し長くなるがそのまま引用する。

クリスチャンだという本島市長は「市長という立場からも司法を擁護し、言論の自由を封殺するという行為に対し嚴重な処分を望みます」と、公然と述べた。口では平和を唱えながら、自分をねらうものには嚴重な処分をしてくれという。本島市長は幼児洗礼を受けたクリスチャンというが、成人してから大人の信者になるための「堅信礼」を受けたのだろうか。(中略) かつて市議会議場で右翼団体の少年から殴打された岡正治市議は検察庁で担当検事に「寛大な処分をお願いします」と申述したことを聞いたが、同じクリスチャンである私は本当に恥ずかしい。本島市長は二重人格者ではないでしょうか。

要は、同じく右翼から襲撃されながら、岡と本島では対応がまったく異なると書かれている。また、二〇九号(一九九〇年一月)「本島市長四選は長崎市壊滅への第一歩だ ウヌボレ」「未来百年出発の担い手になりたい」 迷論「自国内ならば原爆実験・K」は、八月にグリーンピースの乗組員と会談した際の失言を紹介、中でも「フランスは自国の領土で核爆発実験をしないで、すべて他地域で核爆発実験をやっているのはけしからん」と述べたことに怒りをあらわにし、国内外を問わずに核の惨事に反対しない本島の「見せかけだけの平和主義者の正体には、もはや市民はだれもついていけないのだ」と痛罵した。二一四号(一九九一年四月)「本島市政・五〇の悪政——チャランポラン市長に四選の資格はない」は、選挙の直前にこれまでに市政通信が報じてきた本島の失政を網羅した内容である。

本島が長崎市長選に立候補した際、自民党員だった本島は社会

党や公明党からの支持を受け、「左」呼ばわりされながらの選挙戦だった。二一五号(一九九一年五月)「市民不在の茶番劇 長崎市長選始まる!——本島四選すれば長崎市勢は衰退必死」は、表題通り本島が四選を目ざして立候補した長崎市長選の模様を本島と他の候補の「たぬきときつねの化かし合い」の「茶番劇にすぎない」と切つて捨てている。二一六号(一九九一年六月)「市政はお先真っ暗、本島氏四選の悲劇 チャランポラン市長に投票した者の責任は」は、本島当選という結果を受けた論評で、「私たちは本島市長にだまされた、と後悔し、立腹する市民が、今後続々とあらわれてくることは明白である」と結んでいる。もともと、その後通信が紙面をくりかえし「末期症状」と本島の市政運営を形容したものの、岡らの要求に本島が応じることもほとんどなかった。

本島の当選後、岡らが行なった批判はこれまで述べてきた本島の「失政」に関する項目の延長線であり、くりかえしもあるが、新たな事実として追加されたのは次のような事柄である。二二五号(一九九二年三月)「巨人像公園を原爆遺構公園に。市役所内の黒い霧を晴らそう。」は、すでに述べたように岡が以前から批判していた巨人像を移転し、原爆遺構の保存に注力すべきであるという。これまで歴代市長が原爆遺構を消滅させてきたが、本島が市長に就任してからそれが一層進行したことに對する代替案の提案である。二二八号(一九九二年六月)「原爆遺構、戦争遺構など埋めてしまえ。本性をあらわしたエセ本島市長。」はその統報で、提案に応じない本島の「無様さ」を記したものである。二三三号(一九九二年一月)「市政を放棄しはじめた(?) 本島市長——無目的、無方針で在韓被爆者訪問」は、韓国在住被爆者の援護を目的に訪韓した本

島を、これまで日本政府や三菱の責任を問わなかったのに、今頃になって朝鮮人被爆者と面会したのは「偽善者面もいいところではないか」ときおろしている。同号には対比的に、KFOR (Korean Fellowship of Reconciliation: 韓国融和会) からの招請で韓国を訪問した岡が、欲待され、韓国各紙で称賛されたことを報じている。岡は翌年にも、韓国の作家韓水山から招待され、ソウルを再訪した(二四五号(一九九三年一月))。二三四号(一九九二年二月)「本島市長の在韓被爆者訪問の旅——その無反省、無目的、無計画性を衝く」は、前号の本島批判をくわしく展開したものである。二四六号(一九九三年一月)から二四八号(一九九四年二月)には、招聘予定の在韓被爆者六名の被爆証言が掲載された。二三五号(一九九三年一月)「絶対に認められない! 「閉抗時、『端島』(軍艦島)には朝鮮人、韓国人労働者の遺骨はなかった!」という三菱マテリアル株式会社(三菱石炭工業株式会社の後身)の虚言」は、文字通り、岡らが調査してきた朝鮮人労働者たちの遺骨に関する問い合わせに不誠実な対応をした三菱の態度を追及したものである。二四〇号(一九九三年六月)「長崎市長の核兵器反対、通常兵器賛成の二七平和主義 核疑惑アメリカ艦艇入港・原爆資料貸出しに基本姿勢欠如」は、これまでの論点に加えて、アメリカの原爆使用を美化せず、「人間の悲惨と、それを作成した人間の傲慢」という姿勢を要求すること、また原爆殺戮の責任を要求すること、この二点を原爆資料貸出しに際して申し入れるべきであり、同時に日本の責任も表明するべきであると主張する。二四二号(一九九三年八月)

「被爆50周年に長崎市のやることは、これだ! 談合、贈賄賂、疑惑——大丈夫か本島市長」は、副題にあるような本島市政の問

題点をあげた上で、代替案として沖縄県知事のように「長崎も米国に乗り込んで、国連と米国各地に原爆投下の悲惨と犯罪性を強調し、原爆製造の愚と犯罪性を追求することが被爆50周年になすべき作業であろう」と主張する。

二四九号(一九九四年三月)には長崎在日朝鮮人の人権を守る会の「長崎に『平和資料館』建設を!」と題する呼び掛け文が掲載された。これは現「岡まさきはる記念長崎平和資料館」の建設へとつながるもので、内容は日本の植民地支配や戦争責任を主として加害者の立場から明らかにし、展示しようというものである。高貴康稔に取材した田中信尚によれば、岡が平和資料館を構想したのは一九九〇年ごろだったという⁶⁾。ただし、岡は同年七月に急逝し、計画の実現を目にすることなく世を去った。通信は岡の死の直後の二五四号(一九九四年八月)で途絶え、記念館が開館したのは一九九五年一〇月のことである。岡の生前、彼に批判され続けた本島は、岡の逝去に際して以下のような談話を新聞記者に語った。「彼には肺腑(ふ)をえぐるようなことをすつと言われてきた。だが、心の底には深い人間愛があった。私がいつか市長を辞めたら、彼を訪れ、けんかしながら被爆者問題を論じたいと思っていた。その時は、きつと温かく迎えてくれると思っていた」(『西日本新聞』一九九四年七月二三日「評伝」深い人間愛で信念貫く、死去した岡正治氏 長崎)。

5. おわりに

本稿で検討してきた点をまとめると以下のようになる。冒頭で

述べたように、両者は反核と天皇の戦争責任については意見を同じくする部分があり、これまでもつぱら本島のそれにスポットライトが当たる形で研究され、注目を浴びてきた。とりわけ本島の天皇戦争責任発言に続く銃撃事件や「ヒロシマよおごるなかれ」などの問題提起により、本島は「世界の本島」とまでいえるかどうかは定かではないものの、日本国内では著名な存在となった。対して岡は一部の論者を除いて中央ではあまり言及されることがなく、本島より早くに逝去したこともあつてか、現在では本島より注目されない人物である。ただ、本稿では、これまで等閑視されてきた岡の主張、とりわけ本島の思想との違いを強調し、浮き彫りにすることに努めた。その結果、両者の違いは看過できるような小さなものではなく、共通点についても「呉越同舟」ではないかと私は考えるに至った。表面的には両者は同じような意見を有しているかに見えるものの、その根底にある思想的基盤には大きな違いが存在するという意味である。換言すれば、岡が批判し続けたように、本島の言動は無定見で「ちゃらんぼらん」な部分が多いのに対して、岡は西村が「厳格主義者」と評したとおり、筋が通つて首尾一貫した言動を行ない、市議時代も市議退任以後も執拗な本島批判を続けた。その強烈かつ時に無慈悲なまでの本島批判には、私も辟易させられる側面もあるものの、それでも両者を比べると、私は岡の主張に軍配を上げる。なぜなら、本島の言動が思い付きで人気取りの域を出ないという岡の批判はそれなりに妥当と思われ、特に朝鮮人被爆者への対応をめぐる問題や核の「平和利用」についての認識では、岡の方に理があると考えられるからである。

ただし、前述のように、岡や彼と行動を共にした人々の一部には

小異を捨てて大同につく、という考えを採用できなかったのではないかとも思われる側面があり（岡と行動を共にしてきた高實康稔などは除外されるだろう）、その点の本島に対する批判を過剰なまでに激化させたのではないかと想像する。つまり、「清濁併せのむ」⁽⁴⁾ タイプの本島に対し、「厳格主義者」かつ「あつげらんかんとした人柄」を併せ持つ岡、という違いである。それは岡は自分の信念を貫くことを優先し、そのために孤立を招くことがあつても結果を後悔しない、という主旨の発言をくりかえしていることからもうかがえる。

岡の市議退任後、あるいは死後、本島は岡が主張した問題に一定程度誠実に取り組んだ部分もあると思われ（たとえば在韓被爆者援護補償）、その意味では本島はある意味岡の主張を受容もしくは継承したといえるのかもしれない。もともと、それが本島が元々構想していたことなのか、あるいは本島が意識的に岡に学んだのかについては、今後の検証が必要である。

先行研究との違いについては、これも冒頭で述べたように、これまで光が当たつてこなかった岡の核の「平和利用」についての主張や、岡が神道批判のみならずすべての宗教活動に公金を支出することに反対していたことを明らかにすることができたとと思われる。ただし、岡らの主張が実際にどれだけ本島の市政運営に関する事実を踏まえているのか、また本島批判として妥当なのかについては、ある程度検討はしたものの、多くの点については今後の課題とせざるをえない。これは本稿が抱える欠陥である。とりわけ、両者の宗教的背景の違いについてはふれる余裕がなかった。また、岡の主張は現在の私から見て過激すぎるのではないかと思われる面があり、それについてはやや批判的な見解を一部書いたものの、それでもま

だ岡寄りの評価になつていられるかもしれないことを補足しておく。さらに、資料の羅列的介绍にとどまり、やや冗長な内容で分析に乏しく、より掘り下げた検討が必要である点が多々残つていゝことを認めざるをえない。それでも本稿が、これまであまり検討されてこなかつた岡の功績、とりわけ執拗な本島批判について比較的詳細に検討したことは、岡正治研究を一歩前進させたと思う。

その上で、本論では十分検討できなかつた点を若干補足したい。

まず、岡は朝鮮人被爆者の実態解明と補償に注力したため、他の外国人被爆者の救援には手が回らなかつたようであるが、決して無関心であつたわけではない。端島（軍艦島）で過酷な労働を強いられた中国人も岡は当然意識しており、彼の没後、岡の志を引き継いだ人たちが追悼碑を建立するなどの活動を継続している。

また、岡は政治的にはいわゆる左翼的な考え方の持ち主のように見受けられるが、市議会でも無所属で通したように、既存の左翼政党の枠内に収まる人物ではなかつたし、マルクス主義を批判した。岡はエンゲルスを引用して「キリスト教側も襟を正すべきことあり」と述べ、自分のみが正義を体現していると正当化することもなかつた。特に教会に対しても鮮明な批判を行なつていた。「規律と統制に束縛され、自由意志を喪失してしまい、上からの指示がなければ全然動かない、というのはソ連の市民だけではない。キリスト教会の姿勢もまさに、ソ連の市民と同様である。たとえば、国家と宗教の分離を主張するキリスト教会は、それぞれの全体教会の総会で、靖国神社国営・公式参拝反対の決議を行うが、地方教会やキリスト者個人が護国神社玉串料県費支出、忠魂碑維持公費支出反対の裁判闘争を行つても、全体教会の指示がなければ、それら

のたまたかいを全然支援せず、連帯もしない。キリスト教会は党からの指示がなければ全然動かない、ソ連の市民たちの姿を、決して笑うことはできないのだ。自称革新政党も労働組合も、この体質はキリスト教会といささかも異ならないのである」⁽⁵⁾。

岡のように果敢な行動力と主張を貫く人物を見出すことは今日では稀であろう。ただ、突出した人物だけが運動を推進するのではなく、岡と行動を共にした人たちがその後歩んだ道のりを合せて検討することで、岡の「遺産」がどれだけ価値あるものかがはかられるように思われる。それは岡の功績を単なる昔話にとどめず、現在へとつなぐためにも必要であろう。その作業は稿をあらためて行ないたい。

注

- 1 松井隆志「私の運動史研究宣言」大野光明・小杉亮子・松井隆志編『運動史とは何か 社会運動史研究』二号、二〇一九年、一八頁。
- 2 岡正治『道ひとすじに』『道ひとすじに』刊行委員会、一九七五年、一八二頁。
- 3 本書は同協会員の池田照氏からご寄贈いただいた。また、池田氏にご連絡いただいた廣瀬美由紀氏と合わせて感謝したい。
- 4 「テープ・ライブラリー」については、岡まさきは「これでよいのか、原爆被爆三十周年」『虹』二七号、一九七五年八月、二六頁、も参照。
- 5 近年の三菱の兵器製造の実情については、西城戸淑宏「三菱造船所の兵器生産を中心とする職場報告」『証言2016 ナガサキ・ヒロシマの声』長崎の証言の会、二〇一六年、を参照。

6 <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26072> (最終アクセス二〇二一年一月一四日)。

7 この計画はその後、一九八二年に上五島石油備蓄株式会社が設立されたことにより現実のものとなった(<http://www.kamigoto.co.jp/company/history.html>、最終アクセス二〇二二年一月一四日)。

8 一九七八年二月の長崎市議会第五回定例会において、岡は「現在、教師が教育の反動化、軍国主義化に反対して、学校現場における抵抗運動を強化して」いるとの認識を示し、教職員のストライキをやめるようにとの指示は「教育権の抹殺をはかる発想であり、これを認めることはできない」と断じている(同会議録二七九―二八〇頁)。なお、

当時の長崎市教育委員会は、教師用平和教育手引き書『平和に関する指導要領資料(試案)』の中で、市の平和教育の中心を「平和を希求する精神」であり、「原爆を原点とするものではない」方針を打ち出し、心ある人たちの批判を招いていた。山川剛『私の平和教育覚書』長崎文献社、二〇一四年、第3章参照。また、話をやや先取りすると、市長が諸谷から本島に交替した後の一九七九年七月の長崎市議会第三回定例会で、非被爆者でありながら平和教育に尽力した坂口便の「原点」はずし批判に対して、本島は「自分たちが子供のときに習った教育の原点が原爆だけであつたということでは、私はそれは特殊な教育の一つの典型だと思えます」と答弁している(強調引用者)。「だけ」というのは誇張かつ論点ずらしでもあり、この答弁に限つていえば、本島の姿勢は不誠実であるといわざるをえない。ちなみに四年後の一二二号(一九八二年一〇月)の「末期症状の本島市政を糾弾する」という九月定例会報告における「請願第一号「長崎市の平和教育に関する請願について」賛成意見で、岡は「①原爆の被爆体験を本市の

平和教育の原点とする、②被爆体験継承のために最も適切な小学校国語教育教科書を選択するよう、長崎市教育委員会の決定を変更する、という内容を盛っている」という理由で賛成している。

9 <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26049> 最終アクセス二〇二一年一月一四日)。

10 横田信行『赦し——長崎市長本島等伝』にげん出版、二〇〇八年、一一〇頁。なお、被爆体験を持たない本島が「平和市長」と呼ばれるようになった経緯については、森川大輔「平和を訴えるために——元長崎市長本島等を例として」『立命館平和研究』二二号、二〇二二年、も参照。

11 著名な被爆医師秋月辰一郎に対しても、岡は忌憚のない批判を浴びせていた。「秋月先生は哲学が弱いと思うんです。どういふことかといいますが、原子力船「むつ」が佐世保にはいりましたときに、これが入港することに大賛成した自民党の県会議員がいますが、その人の選挙演説に二回もいっています。(中略)それで私たちが「先生、核兵器はただで、原子力船はいいんですか。原子力発電はいいんですか。」というと、「原子力の平和利用はいいですよ。」ということをいうんです。このあたりがどうも弱いんですね。これは日本共産党の路線ですよ。日本共産党は、安全が確認されれば、平和利用は大いに推進する、原発大賛成という路線です。それで私とも話が合わない。核廃棄物を太平洋のどまんなかですてようとしていることや、ブルト二ウムから核爆弾ができることを話しても、「それはなんとかなるでしょう。日本政府は核兵器はつくりませんよ。」というらしい。つくりませんよって、あの人は総理大臣の親戚でもあるまいし、このへんが弱いところですね(岡正治『朝鮮人被爆者と私——82・5・28法政大学における講演』東京・

朝鮮人被爆者の記録映画を作る会、一九八二年、七一八頁。

- 12 一九七九年七月長崎市議会第三回定例会議録(三三二頁)では、その理由が簡潔に述べられている。

13 岡は一九七八年六月の長崎市議会第三回定例会で、長崎における朝鮮人被爆者の実態調査が進行していないことに関連して、鎌田定夫「広島・長崎における外国人の被爆」『平和文化研究』創刊号(長崎造船大学、一九七八年三月)に言及し、鎌田らの協力を得て中間報告を出すべきであると主張している(同会会議録二〇一頁)。

- 14 長崎県市議会一九七九年第五回定例会議録・第二号一〇六頁。

岡は市内のある自治会長が伊勢神宮の式年遷宮祭の募金協力を要請したり、地域の神社の採点費用を町内会費から支出したりしている例をあげ、自治会の実態は政教分離原則に違反していると主張している(同一〇六七頁)。これに対する本島の答弁はいまいでやはり誠実さを欠いており、岡にとっては不満の残るものだっただろう(同一一〇頁)。なお、自治会が政教分離原則に違反しているという主張は、後の忠魂碑訴訟際しても結びついてくる論点である。

- 15 申入書にとどまらず、岡は「大村収容所の存在そのものを認めることはできない」とまで主張していた(岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』「大村収容所と朝鮮人被爆者」刊行委員会、一九八一年、一七頁)。

16 岡は前年一九八〇年の長崎市第二回定例会においても被爆二世の健康診断に反対していた(同会会議録第六号三三五頁)。これに対して本島は、差別やプライバシーへの配慮は厚生省に対して要望する旨答弁したものの、調査そのものには反対しなかった(同三三六頁)。

- 17 同様の主張は、一一六号(一九八三年二月)「平和公園を聖域化するために——巨人像を撤去せよ」などでもくりかえし述べられている。

なお、岡前掲「これでよいのか、原爆被爆三十周年」によると、「昭和

四二年には、当時の市民たちのするどい批判の声に、あの巨人像が遂に自己批判して、静かに立ち上がり西の海に消えていく、というラジオドラマがNBCから放送され、好評を博して放送優秀作品に入選し、再放送された」そうである(二六頁)。

- 18 本件についての詳細は、盛善吉『栄光の墨塗り始末記』連合出版、

一九八二年、を参照。本島が協力を拒否したことは同書でも確認できた。本島は市議会で「私どもは、基本的人権と一緒に企業的基本的な権利もこれを守らなくてはならない」と答弁、大企業の権利と被害者個人の権利を等置して擁護しており、本島に非があるのは明らかである(長崎市議会一九八一年第五回定例会議録第二号九六頁)。対して岡は、本島の姿勢を批判、かつ朝鮮人被爆者と三菱両方の証言が被爆体験の継承と平和教育においては重要であると主張、さらに「被爆者を距離で差別する」発想についても市の姿勢を厳しく追及した(同九九頁)。岡の後に質問に立った坂口便も、城山小学校保存問題や原爆模型の製作・展示、「平和文化センター」の設立に関して質問、対する本島の答弁は、岡の質問に対する答弁同様に中身の無いものであった(同一〇二一〇六頁)。ちなみに、同書に収録された記録映画のシナリオでは、岡が発言するシーンもある。映画には、「長崎の証言の会」の鎌田定夫らも協力した。

- 19 碑の建立に注力したのは、戦時中に長崎市内の外国人俘虜収容所の職員だった田島治太夫や「長崎の証言の会」の鎌田信子らだった(『長崎新聞』二〇〇五年七月十五日「原爆を歩く 碑巡り案内9」)。

20 この時の自民党の反応は、前年に出された「原爆被爆者対策基本問題懇談会(基本懇)」の答申が、「国民は戦争被害を受忍せよ」との見解を示したとの反

映かもしられた」(https://hibaku.jp/ovw/2019/04/16/0416_konomikaku_201906.html・最終アクセス二〇二二年二月一四日)。

21 長崎市議会一九八一年第六回定例会・第四号二二二―二三三頁。

22 長崎の証言の会の鎌田定夫は、非核都市宣言に後ろ向きだった長崎市の姿勢を一九八六年当時、次のように批判している。「一九七五年、同じ被爆都市として(広島と：引用者補足)姉妹都市提携をし、世界の平和・核廃絶運動の先頭に立つことを誓っていた長崎としては、当然、広島と同一歩調(「核兵器廃絶人嶋平和宣言」が同年七月に可決されたこと：引用者補足)をとるだろうと誰もが期待し、私たちもそう信じていました。ところが七月二十日の長崎市議会運営委員会は、この期待を裏切ってしまったのです。8月の世界平和連帯都市市長会議の呼びかけ人となっている長崎が、なんと自分では非核都市宣言を回避するということですから、全くがく然とし、改めて自分たちの判断の甘さ、怠慢を思い知らされたわけです」(鎌田定夫「長崎の非核の機は熟している!―非核自治体宣言運動の歴史と課題」長崎高教組長崎支部教文・平和教育小委員会編『平和な日々のために―'86平和教育資料』二六頁)。

23 本島等『長崎市長のことば』岩波書店、一九八九年、二五―二六頁。ちなみに、本島のみならず、この言葉はその後現在に至るまで頻繁に使用されている。

24 高橋眞司「被団協とわたし―石田忠「総括表」にふれて」『平和文化研究』三六・七号、二〇一七年三月、一頁。ちなみに、外務省が同総会の事後報告として作成した冊子『第2回国連軍縮特別総会』(外務省情報文化局、一九八三年)では、「非政府団体(NGO)の参加」の項で荒木広島市長、本島、被爆者の山口仙二らが発言したこ

とを「軍縮問題における日本の特別の立場を象徴するものとして注目されます」(九頁)と、一言宣伝材料としてふれているだけである。

25 横田前掲書、一一七―一一八頁。

26 同前、二八三頁。

27 この請求書については、岡正治「長崎・忠魂碑を支える精神風土」『天皇制研究』七号、一九八三年五月、で内容が紹介されている。なお、これは請求の争点ではないが、市有地に建てられている忠魂碑を撤去してはどうかと岡が本島に問うたところ、忠魂碑は日本のために命を捨てた人たちの記念碑であり、粗末に扱うことはできず、撤去もしないと答弁した本島に対して、岡は市中にある一四の忠魂碑すべてを撤去するよう求めているのではなく、市有地にあるものを民有地に移転するよう求めているであると述べている(同会議録二六三―二六五頁)。つまり、民有地における「慰霊」まで岡は否定しているわけではなく、岡はあくまでも公共空間における「慰霊」を否定したのである。

28 本稿では検討できないものの、長崎市の八月九日の式典は、いくつかの変遷を経ながらも、一九四六年からほぼ毎年「慰霊」という言葉が用いられており(現在は「長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」、長崎市原爆被爆対策部『令和3年版原爆被爆者対策事業概要』の「第5 慰霊と追悼」二〇二一年 https://www.city.nagasaki.lg.jp/hwaw/3020000/3020300/p033150_dh15.pdf 最終アクセス二〇二二年二月一四日)、岡にとつては許容しがたことであつただろうと推測される。ただ、岡は「慰霊」のみならず、「祈念」も宗教用語であると主張しており(一一四号(一九八二年二月))「宗教と政治を分離せよ(三)」「祈念」は宗教用語である。「記念」は宗教用語ではない。(二)この点についての私の判断は留保する。ちなみに、西村明は「国家が占有する慰霊」という論考で、「歴史的に見て、追悼を宗教的にニュートナルな語で

ある(と考える)には難しいと言える。／現代において、追悼と慰霊(はい)まで厳密に区別されて用いられていな」としている(西村明「国家が占有する慰霊」方法論懇話会編『療法としての歴史(知)——いまを診る』森話社、二〇二〇年、二二二―二二三頁)。

29 この点は判決文にも記されている。「判決は、遺族会等の性格について、それらが忠魂碑の前で神式、仏式、カトリックまたは無宗教方式で、年一回ないし二回慰霊祭を行っていることを認め」ている。ただし、だからといってこれらの団体が宗教団体には該当しないことをも判決は述べている(平野武「長崎忠魂碑訴訟における宗教性の判断」『龍谷法学』二四卷三・四号、一九九二年、二二七―二二八頁)。

30 西村明『戦後日本と戦争死者慰霊——シズメとフルイのダイナミズム』有志舎、二〇〇六年、有志舎、一四四頁。

31 田中信尚『ドキュメント 憲法を獲得する人びと』岩波書店、二〇〇二年、一九八頁。

32 高實氏との面談時での発言(二〇一〇年三月二三日)。

33 長崎在日朝鮮人の人権を守る会「原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告第一集」一九八二年、三頁。

34 日本福音ルーテル教会『宣教——原爆の街』一九八七年、一四九頁。

35 横田前掲書、九〇頁。

36 当時の経緯の詳細については、宇吹暁氏のブログ「ヒロシマ遺文」を参照

(<https://hiroshima-ibun.com/wp/2018/02/04/%E5%B9%B4%E8%A1%A8%EF%BC%9A%E6%9C%AC%E5%B3%B6%E7%AD%89%E9%95%B7%E5%B4%8E%E5%B8%82%E9%95%B7%E3%81%AE%E3%80%8C%E5%>)

A4%A0%E7%9A%87%E3%81%AE%E6%88%A6%E4%B%89%E8%B2%AC%E4%BB%E3%80%8D%E7%99%BA%E8%A8%80/

最終アクセス(二〇二二年一月一日)。なお、本島発言の意義やマスコミ、民衆の(戦争)責任については、同会の代表を務めた岩松繁俊の弁を参照(岩松繁俊「本島市長銃撃事件と戦争責任論」言論の自由を求める長崎市民の会編『天皇制と小さな民主主義——本島長崎市長銃撃事件に抗する市民たち』明石書店、一九九〇年)。

37 当時の運動については、安藤丈将『脱原発の運動史——チエルノブイリ、福島、そしてこれから』岩波書店、二〇一九年、を参照。

38 どのくらいの確な見方かどうかは不明なものの、長崎の土地柄や当時の状況を伝える記事として、以下のようなものがある。この記事は、

岡が右翼に負傷させられた事件にもふれ、「長崎県は行動右翼を多く輩出した土地として知られる。戦前、東京駅前で浜口雄幸首相を射殺した佐郷屋嘉昭など右翼による事件には長崎県出身者が登場する。一方で、被爆地・ナガサキ——平和運動のメッカとしての顔がある。両極端が同居する理由を説明するのは難しい。／ただ、長崎県(市)民の一部にこんな言い方をする人がいるのは事実だ。／「平和運動や民主主義をリードしているのはヨソ(県外)の人」(長崎市議会関係者)。右翼を輩出し、その暴力を「黙認」する長崎人がいるとすれば「ヨソの人による運動に、声には出さないけれど、反発しているからだ」(同)と、奇妙な同居を説明する」(『西日本新聞』一九九〇年一月二二日「平和と暴力が同居、試される県民の勇氣 長崎市長銃撃」)。

39 本多勝一『貧困なる精神F集』朝日新聞社、一九九〇年、七七頁。

40 『週刊朝日』一九九〇年二月二日号、二四頁。

41 同前、七八頁。

42 詳細は、長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人——長

崎県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書第五集（七万人探訪の旅）一九九一年、参照。

43 本論から脱線するが、岡が迷著と評している同書は、たしかに迷著

と呼ばれて仕方がない部分がある。同書は「忠魂」や「忠霊」という文字を冠した夥しい数の碑や塔が新規に建設されたという事実は、何よりも「忠魂」や「忠霊」という語が封建的忠義や、「軍国主義・超国家主義」を意味するものでは決してなく、あらゆる近代国家に普遍的に存在する愛国心に等しいものであることを如実に示している（二〇六頁）と主張するが、「忠魂」や「忠霊」が「軍国主義・超国会主義」と密接に関連した語であったことは明らかで、戦後になってそれが払拭されたという証拠がどこにあるのであろうか。また、これが「普遍的に存在する」という証拠もどこにあるのか不明である。結局、大原はこれらの語の超歴史の意味や普遍性を唱えているのみで、論証されていない。

44 大原康男「本島市長を『言論の自由』の「神」に仕立てたのは誰だ」

『諸君』二二巻五号、一九九〇年五月、四二頁。

45 本島の質問は浅田五郎議員の同読本に対する関連質問として発せられたもので、浅田の「片寄った色彩の強くできて^{キマ}いる読本」という決めつけに相乗りするものである。私も読本に目を通してみたが、「唯一の被爆国」という表現の問題や紙幅の都合により十分説明できていない点はあるものの、浅田の党派性の強い非難に便乗する本島の姿勢は一層問題であり、岡の本島批判は妥当である。本島は原爆読本について以下のように述べている。「これは平和教育としては不十分というのではなくして、不適当なものでございます。不適当でございます。教育

長。不十分ではありません。これこそその中に書いてありますとおり、

よく左翼の人たちがすぐ逃げ場とする大資本の味方、日本の軍国主義の復活、あるいはまたそのいまの平和教育、そういう形のいわゆるこの左翼勢力のそのままの姿が露骨にあらわれているわけでございます。こういうものが残り考えてみましても、不適当でございます」（『昭和四十七年第三回定例会 長崎県議会会議録』二五〇頁）。

46 田中前掲書、一八八頁。

47 本島の逝去に際しての川野浩一の談話（『清濁併せのむ』を地で行く政治家』『サンデー毎日』二〇一四年二月二八日）。

48 岡正治「東欧、ソ連崩壊の真因を問う——どのような過程を経て崩壊したか、ではなくてその崩壊の真の原因を一人のキリスト者として探究する」『根』二二号、一九九二年三月、一一六頁。

付記

本稿は第62回原爆文学研究会における報告（二〇二〇年二月一日、オンライン）に基づき、その後収集した資料も参照して加筆修正したものである。当日のご意見やコメントを寄せて下さった方々に感謝したい。また、岡まさきは記念長崎平和資料館の関係者には、資料の便宜をはかっていたのみならず、筆者の聞き取り（二〇二一年八月一八日）にも応じていただき、大変参考になった。お礼を申し上げます。